

PwC Tax Insight (No.07/2020)

個人所得税申告書の申告・納付期限の延長

Issued Date: 13 March 2020

.....
2020年2月28日にタイ財務省は
2019年度の個人所得税の申告納
付期限の延長を発表しました。
.....

2020年2月28日付のタイ財務省の通達により、2019
年度の個人所得税の確定申告 (PND91/90) の書面
による申告およびオンライン申告の両方について申
告納付の期限が当初の2020年3月末(オンラインは4
月8日) から2020年6月末まで3ヶ月間延長されました。

本通達に関するPwCの見解は以下をご参照ください。



PwC見解

タイ出向従業員の個人所得税の申告納付を負担する企業は、当初の期限である3月末までに申告納付、または、2020年6月末までの申告納付を選択するにあたり、以下の点を含めて検討することをお勧めします。

- (i) 4月から6月にかけて労働許可証の延長のために確定申告書が必要な出向者の有無
- (ii) 出向元国で外国税額控除を適用するためにタイの確定申告書が必要か否か
- (iii) タイ企業が個人所得税を帳簿に未払計上する必要性の有無
- (iv) 会社のキャッシュフローの状況

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

名賀石 樹
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)
matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)
aoki.morioka@pwc.com

玉木 寿典
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)
tamaki.toshinori@pwc.com

小島 大佑
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

川又 麻美
(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。